

郵便等による投票(事前登録が必要です)

身体に重度の障がいがあるなど自宅療養中のため、外出が困難な人は、障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受け一定の条件に該当、または要介護状態区分が「要介護5」であれば、事前に申請し「郵便等投票証明書」の交付を受けたうえ、自宅で投票し、郵便等により投票用紙を送付することができます。

郵便等による不在者投票のできる人

●身体障害者手帳で

両下肢障がい
体幹の障がい
移動機能障がい
心臓障がい
じん臓障がい
呼吸器障がい
ぼうこう障がい
直腸障がい
小腸障がい
免疫障がい
肝臓障がい

が1級か2級の人
が1級か3級の人
が1級から3級の人

●戦傷病者手帳で

両下肢障がい
体幹の障がい
心臓障がい
じん臓障がい
呼吸器障がい
ぼうこう障がい
直腸障がい
小腸障がい
肝臓障がい

が特別項症から
第2項症までの人
が特別項症から
第3項症までの人

●介護保険の被保険者証で
要介護状態区分が「要介護5」の人

代理記載制度

「郵便等投票証明書」をもっていただく条件に該当する方は、代理記載人に投票に関する記載をしてもらうことができます。

◆身体障害者手帳に、上肢又は視覚の障がいの程度が1級である者として記載されている者

◆戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている者

なお、代理記載の方法による投票を行うためには、「郵便等投票証明書」のほか、郵便などによる不在者投票における代理人となるべき者の届出などが重要です。

※郵便などによる不在者投票の請求ができるのは投票日の4日前まで(必着)です。

市内の投票所は次のとおりです

投票区	投票所
第1投票区	小松島小学校屋内運動場(神田瀬町)
第2投票区	市総合コミュニティセンター(小松島町字新港)
第3投票区	南小松島小学校屋内運動場(小松島町字高須)
第4投票区	千代小学校屋内運動場(中田町字奥林)
第5投票区	中郷児童館(中郷町字加藤)
第6投票区	総合福祉センター1階機能訓練室(横須町11番7号)
第7投票区	芝田小学校屋内運動場(田野町字中須)
第8投票区	児安小学校屋内運動場(田浦町字近里)
第9投票区	コミュニティ金磯会館(金磯町7番1号)
第10投票区	立江公民館(立江町字清水)
第11投票区	櫛淵小学校屋内運動場(櫛淵町字北佃)
第12投票区	坂野公民館(坂野町字平田)
第13投票区	目佐児童館(坂野町字目佐)
第14投票区	和田島小学校屋内運動場(和田島町字山のはな)
第15投票区	コミュニティ交流センターみさき(和田島町字遠見)
第16投票区	新開小学校屋内運動場(大林町字中津)
第17投票区	コミュニティセンター新開会館(赤石町豊浦神社内)
第18投票区	北小松島小学校屋内運動場(中田町字浜田)
第19投票区	小松島中学校(日開野町字弥三次)

【お問い合わせ先】

市選挙管理委員会(市役所3階) ☎32・3807 / FAX 32・7011

Mail:senkan@city.komatsushima.i-tokushima.jp